

平成 19 年 4 月 4 日

各 位

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号
株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修
(コード番号:4314)

定款の一部変更についてのお知らせ

平成 19 年 3 月 29 日に開催いたしました第 9 回定時株主総会において、定款の一部変更議案が決議され定款の一部を変更いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行いました。

- (1) 会社法第 214 条の規定に基づき、株券を発行する旨を定めるため、新定款第 7 条(株券の発行)の規定を新設いたしました。
- (2) 会社法第 310 条第 5 項の規定に基づき、株主総会における議決権行使を委任できる代理人の数を明確にするため、旧定款第 13 条(議決権の代理行使)を変更いたしました。
- (3) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社に設置する機関を定めるため、新定款第 5 条(機関)の規定を新設いたしました。
- (4) 会社法施行規則第 94 条第 1 項の規定に従い、今後は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部又は全部の情報を株主の皆様提供したものとみなすことを可能とするため、新定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設いたしました。
- (5) その他、会社法の規定により、定款にて定める必要がなくなった規定の削除、定款上での引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法で使用される用語への変更、条文の新設・削除に伴う条数の変更、一部字句・表現の修正等、所要の変更を行いました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日

以 上

【別紙】

(旧)定款	(新)定款
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条(商号) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条(商号) (現行どおり)</p>
<p>第 2 条(目的) (条文省略)</p>	<p>第 2 条(目的) (現行どおり)</p>
<p>第 3 条(本店の所在地) (条文省略)</p>	<p>第 3 条(本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>第 4 条(公告の方法) 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>第 4 条(公告方法) 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 5 条(機関) <u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条(発行する株式の総数) 当会社が<u>発行する株式の総数は、4,700,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条(発行可能株式総数) 当会社の<u>発行可能株式総数は、4,700,000株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 7 条(株券の発行) <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p>
<p>第 6 条(自己株式の取得) 当会社は、<u>商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 8 条(自己の株式の取得) 当会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条(基準日) <u>当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

(旧)定款	(新)定款
<p>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条(名義書換代理人) 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第9条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第9条(株式取扱規則) 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理、その他株式及び端株に関する取り扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条(株式取扱規則) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第10条(株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条(株主総会の招集及び定時株主総会の議決権の基準日)</p> <p>当社は、毎年3月に定時株主総会を招集し、必要あるときに随時、臨時株主総会を招集する。</p> <p>2. 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>第11条(招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第12条(招集権者及び議長等) (現行どおり)</p>

(旧)定款	(新)定款
(新設)	<p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第12条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>第14条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第13条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第15条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第14条(株主総会の議事録)</p> <p>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p>	(削除)
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第15条(取締役の員数)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条(取締役の員数)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第16条(取締役の選任方法)</p> <p>(条文省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第17条(取締役の選任方法)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

(旧)定款	(新)定款
<p>第 17 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>第 18 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>第 18 条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 19 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって取締役の中から代表取締役を選定</u>する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 19 条 (取締役会の招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第 20 条 (取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第 20 条 (取締役会の招集通知) (条文省略)</p> <p>2. 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで、取締役会を開く</u>ことができる。</p>	<p>第 21 条 (取締役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで、取締役会を開催</u>することができる。</p>
<p>第 21 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う</u>。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 22 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 370 条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 22 条 (取締役会の議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>

(旧)定款	(新)定款
<p>第 23 条 (取締役会規則) (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (取締役会規則) (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 24 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 24 条の 2 (取締役の責任免除) 当会社は、<u>商法 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>第 25 条 (取締役の責任免除) 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 25 条 (監査役の員数) (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 26 条 (監査役の員数) (現行どおり)</p>
<p>第 26 条 (監査役の選任方法) (条文省略) 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>第 27 条 (監査役の選任方法) (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 27 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 28 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 28 条 (補欠監査役) <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2. <u>前項の選任については、第26条に定める規定を準用する。</u> 3. <u>第1項の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

(旧)定款	(新)定款
4. <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
第 29 条 (常勤の監査役) 監査役は、 <u>互選により常勤の監査役を定める。</u>	第 29 条 (常勤の監査役) 監査役会は、 <u>その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
第 30 条 (監査役会の招集通知) (条文省略) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	第 30 条 (監査役会の招集通知) (現行どおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
第 31 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>監査役の過半数で行う。</u>	第 31 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u>
第 32 条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u>	(削除)
第 33 条 (監査役会規則) (条文省略)	第 32 条 (監査役会規則) (現行どおり)
第 34 条 (監査役の報酬) 監査役の報酬は、 <u>株主総会の決議により定める。</u>	第 33 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、 <u>株主総会の決議によって定める。</u>
第 34 条の 2 (監査役の責任免除) 当社は、 <u>監査役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>	第 34 条 (監査役の責任免除) 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第 34 条の 3 (社外監査役の責任限定契約) 当社は、社外監査役との間に、 <u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(削除) 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

(旧)定款	(新)定款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条(選任)</p> <p>会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条(任期)</p> <p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条(会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第35条(営業年度及び決算期)</p> <p>当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第38条(事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>
<p>第36条(利益配当金)</p> <p>当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第39条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第37条(中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>

(旧)定款	(新)定款
<p data-bbox="225 248 576 277">第 38 条 (配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="225 293 783 421">利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="464 488 544 517">(新設)</p>	<p data-bbox="809 248 1075 277">第 40 条 (除斥期間等)</p> <p data-bbox="809 293 1367 421">配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="809 439 1331 468">2.未払いの配当財産には、利息を付さない。</p>